

奄美群島自然共生プラン（抜粋）

第3部 基本方針

第1章 基本的考え方

「プラン」は、従来の価値基準を転換し、地域の活性化を目指すこと、すなわち「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」を理念として、「人と自然との共生」を基軸とした地域づくりを進めることを提案するものであり、奄美群島の現状を踏まえ、奄美における「人と自然との共生」の新しいあり方を模索していくものです。

こうした新しい「共生」のあり方を模索するため、「プラン」は、奄美の「宝」を核として「生物多様性の保全」と「自然とのふれあい」を念頭におき、施策を展開することを基本方針とします。ここにいう奄美の「宝」とは、奄美の自然の学術的・社会的な価値を表す地域資源であり、地域の人々が自ら主体となって行った「宝さがし」によって見いだされたものです。「プラン」の施策は、地域自らが見出した奄美の「宝」に対して、その価値に見合った適切な取扱いの方向を示すものです。

以上のような基本方針が意図しているところは、地域自らが地域の自然の価値を認識すること、また、地域自らが主体となって取扱いを行うことです。こうした認識と取扱いを積み重ねることによって、奄美群島において「人と自然との共生」と呼ぶにふさわしい人と自然との関係が深く根を降ろすことを目指します。

第2章 奄美の「宝」

第1節 総説

1. 奄美群島の「宝さがし」

「プラン」の策定にあたっては、群島の14市町村において市町村や地域の住民等の参加を得ながら「宝さがし」を実施してきたところです。「宝さがし」とは地域の「宝」を住民自らの手で再認識・再発見する活動です。

奄美群島の「宝さがし」は、奄美の誇りやアイデンティティを確認するという普及・啓発的な意義を有しています。すなわち、社会経済の変化にともなって伝統的な人と自然との関わりが希薄になりつつある中で、地域自らがこうした関わりを改めて認識するきっかけとなるという意義が認められます。

同時に、「プラン」に基づいた施策を検討・展開するための調査として意義を有しています。「宝さがし」の結果、既に各市町村において様々な「宝」が見い出されており、今後は、これらの「宝」を対象として、様々な施策が立案・実施されます。

2. 奄美の「宝」

奄美群島の「宝さがし」によって、自然、歴史・文化、生活環境、名人、産業など数多くの奄美の「宝」が見出されました。これらは、それぞれに多様な価値を表現している資源ですが、群島を全体として見れば、とりわけ顕著な価値を有する代表的・普遍的な「宝」を見出すことができます。

学術的価値が顕著な自然としては、サンゴ礁と海岸の生態系や海岸の景観、希少野生動植物を要素とする森林の生態系や森林の景観を挙げるすることができます。また、社会的価値が顕著な自然としては、身近な自然や身近な景観を挙げるすることができます。さらに、これらの自然と関わりの深い文化や産業、例えば、信仰、伝統行事や島唄、そして食材なども「宝」に含まれています。

第3章 奄美の「宝」の取扱い

第1節 総説

奄美の「宝」を核とした地域づくりは、「宝」を自然と社会とが調和するように適切に取扱いしていくことによって進められるものです。

こうした取扱いとしては、「宝」の保全と活用とを基本とするべきです。地域の自然の学術的・社会的な価値を認識して「宝」を良好な状態に保全します。こうして「宝」を保全した上で、地域を活性化するための資源として様々な形で活用します。保全によって地域づくりの資源としての「宝」の価値が損なわれないようにし、これを前提とすることによってはじめて「宝」を持続可能な形で活用することができます。

そして、保全と活用とは一体的に進めることが大切です。保全と活用とが個々別々になされれば、いずれか一面に偏ってしまう恐れがあります。こうした偏りが生じれば、「人と自然との共生」すなわち自然と社会とが適切なバランスを保ちながら持続することは期待できません。保全をないがしろにした活用も、活用の可能性を鑑みることのない保全も、「人と自然との共生」にはなじまない方策です。

加えて、各主体が「宝」の保全と活用に関する課題を正しく認識し、様々な関係者の利害を調整しながら意思決定し、効果的な施策や行動を行えるよう、これに必要な情報、体制、施設などの基盤を整えることも大切です。

第2節 「宝」の保全

1. 基本的考え方

「宝」の保全とは、「宝」に対してよい影響を与える要因を促し、悪い影響を与える要因を抑えることによって、「宝」の価値が損なわれることがないよう良好な状態を保つことです。

保全のための施策・行動の方向としては、重要な対象の保護、影響要因への対策、管理の促進、保全のための基盤の整備（情報収集、情報提供、体制の整備、施設の整備）などが考えられます。それぞれの方向や、それに付随する様々な手段を用いて、「宝」の価値や資源としての性質を踏まえながら施策や行動を具体化していくことが求められます。

2. 保全の方向

「宝」の価値を考慮し、また「宝」の性格や「宝」をとりまく状況などに応じて、以下のような手段を適切に選択し、組み合わせることが大切です。

(1) 重要な対象の保護

「宝」は様々な形で利用されるものであって、奄美群島の地域社会を支え、地域の人々に大きな効用をもたらしています。このような「宝」の利用は、それが適正に行われているかぎり基本的に問題とはなりません。しかし、これらの利用が「宝」の価値を不用意に損なったり、将来にわたって持続していくことが不可能な形でなされる場合もあります。重要な対象については、これを保護するため法律や条令等の枠組みに基づく取組が必要です。

(2) 影響要因への対策

「宝」を直接的に利用すること以外にも、様々な社会経済活動や自然現象などの影響によって「宝」の価値が損なわれてしまうことがある場合には、その影響要因を特定し、適切な対策を行うことが必要です。

(3) 管理の促進

「宝」の性質によっては、運営管理や維持管理などの形で人が積極的な働きかけを行わなければ、「宝」の価値が損なわれてしまう場合があります。こうした「宝」を保全するためには、管理を促進することが考えられます。こうした管理は、基本的には所有者等が、「宝」の性質などに応じて適切な方法で行っていくことが必要です。

(4) 保全のための基盤の整備

保全を効果的に行っていくためには、保全のための施策や行動を支援するための情報、体制、施設などの基盤を整えることが考えられます。

具体的施策に対応して、主体の育成・強化、情報の充実・強化、施設の充実・強化を行うことが考えられます。

(5) 「宝」の再生

「宝」の保全は、現状を基礎として「宝」が良好な状態を保つことを目指すものですが、「宝」が既に失われてしまった場合には、これを復元・回復・創出するなどの取組を行うことが考えられます。

(6) 「宝」に対する配慮

「宝」を利用する以外であっても広く社会経済活動全般にあたって「宝」に配慮することが求められます。

第3節 「宝」の活用

1. 基本的考え方

「宝」の活用とは、これを適切な形で利用し、「宝」の価値を地域の活性化へと結びつけることです。

「宝」の利用には、例えば、観光の資源や食品や工業材料としての利用などの形が考えられます。いずれも地域社会にとって欠くことのできない活動ですが、その形態によっては「宝」の価値が損なわれ、将来にわたる持続可能な利用ができなくなる恐れがあります。

しかし、各主体が利用の形態を工夫し、適切な形での利用を行うことによって、こうした恐れは軽減できます。例えば、こうした適切な利用の形態としては、観光資源としての利用については環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）、食品や工業材料としての利用についてはブランドの創出などによる高付加価値化を図ることが考えられます。

活用のための施策・行動の方向としては、考え方の提示、それに沿った具体的な取組、活用のための基盤の整備（情報収集、情報提供、体制の整備、施設の整備）などが考えられます。これらの方向に沿って、利用の形態に応じて施策や行動を具体化していくことが求められます。

2. 活用の方向

利用の態様に応じて、以下のような手段を適切に選択したり組み合わせたりしていくことが大切です。

(1) 考え方の提示

地域全体において様々な主体が利用の形態を工夫し、適切な形での利用を進めるためには、そのための指針となる考え方が示されていることが必要です。

こうした考え方は、その「宝」の保全が担保されることを前提として、二つの事柄が調和するように示されるべきです。すなわち、一方で「宝」の利用によって得られる経済的な利益が地域社会に還元されること、他方で「宝」の利用によ

って地域社会における人と自然との関わりや生活・文化・アイデンティティーなどが損なわれないことです。

行政など責任のある主体が、利用の形態に応じて、こうした考え方を率先して提示していくことが大切です。

(2) 具体的な取組

こうした考え方を尊重しながら、行政、事業者、地域のNPO、地域住民など様々な主体が創意工夫して効果的な活用の方法を検討し、具体的な取組として積極的に実施していくことが大切です。

(3) 活用のための基盤の形成

こうした活用を効果的に行っていくためには、活用のための施策や行動を支援するための情報、体制、施設などの基盤を整えることが考えられます。具体的施策に対応して、主体の育成・強化、情報の充実・強化、施設の充実・強化を行うことが考えられます。

第4部 具体的な施策

第3章 希少な野生動植物と森林の保全

第1節 基本的考え方

奄美群島には多様な生態系が成り立っており、多様な動植物が生息・生育していますが、とりわけアマミノクロウサギ等の希少な野生動植物は学術的に見て極めて高い価値を有しています。また、奄美群島に残された自然植生に近い亜熱帯性の常緑広葉樹林は、それ自体として貴重であるばかりでなく、希少な野生動植物の主要な生息・生育場所としても重要です。さらに、こうした亜熱帯性の常緑広葉樹林がまとまって存在することによって、地域に固有のすぐれた景観が形成されています。

これらの点から、希少な野生動植物と奄美の森林は奄美の「宝」として特に重要な資源であり、これを保全するための諸施策を一体として推進します。

第2節 施策の展開

1. 重要な対象の保護

希少な野生動植物の生息・生育場所や自然植生に近い亜熱帯性の常緑広葉樹林など、生物多様性や景観を保全する上で重要な「宝」については、地域や対象を特定して制度的な保護を行います。

こうした保護のために様々な制度的枠組みが用意されており、これらを適切に組合せるとともに、重要な対象の保護が十分に担保されるよう充実・強化していきます。

(1) 自然公園や鳥獣保護区の設定

自然公園や鳥獣保護区などの保護地域は、希少な野生動植物の生息・生育場所や森林など重要な地域を保全するために重要です。

現在、自然公園法に基づいて奄美群島国定公園（特別保護地区 496.0ha、海中公園地区 446.0ha、特別地域 7,332.0ha、普通地域 24,611.0ha）が指定されています。こうした区分に応じて、工作物を設けること、土地の形状を変えること、木竹を伐採すること、動植物を捕獲・採取することなどの行為が制限されています。

また、鳥獣保護法³⁷に基づいて国設湯湾岳鳥獣保護区（320ha）が設定されており、このうち一部は特別保護地区（103ha）に指定されています。さらに、県設鳥獣保護区としては23カ所、5,208haが設定されています。鳥獣保護区内では鳥獣を捕獲することが制限されています。

しかし、生物多様性や景観を保全する観点からすれば、これら保護地域の設定場所や面積は必ずしも現状に適合していません。平成15年（2003）の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」においても、希少な野生動植物の生息・生育場所など重要地域の一部については保護措置が充分でないことが指摘されています。

このため、今後は、自然公園法や鳥獣保護法による既存の保護地域について、より一層、対象地域の特性などに応じた十分な保護措置を担保することとし、特に、希少な野生動植物の生息・生育場所については保護地域の拡充を進めるとともに、国立公園など国が責任を有する保護地域の設定を検討します。

（2）種の保存法³⁸、鹿児島県の希少野生動植物保護条例³⁹などによる施策

種の保存法や希少野生動植物保護条例等は、希少野生動植物の種の絶滅を回避するために重要です。

現在、種の保存法においては、奄美群島に生息・生育する8種の動植物（アカヒゲ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、ルリカケス、アマミデング、コゴメキノエラン、ヤドリコケモモ）が国内希少動植物種として指定されており、これらの種については捕獲や譲渡等が制限されています。また、この8種のうち2種（アマミヤマシギ、オオトラツグミ）については、現在、保護増殖事業が実施されています。こうした取組などの充実強化を図ります。

また、県では、平成11年（1999）から希少野生生物調査事業を実施し、その結果を、平成15年（2003）3月に「鹿児島県レッドデータブック」としてとりまとめ、この中には奄美群島の希少な野生動植物が掲載されています。また、同じく3月には、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例を制定したところであり、これに基づき保護対象とする種等を指定し、捕獲や譲渡の制限を行っていきます。

さらに、大和村では、野生動植物を保護する条例⁴⁰が制定されており、希少動物98種を対象として保護区の設定などの措置が行われています。今後とも、これらに基づいた取組を充実・強化していきます。

³⁷ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

³⁸ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

³⁹ 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例

⁴⁰ 大和村における野生生物の保護に関する条例

(3) 文化財保護法、鹿児島県文化財保護条例などによる施策

文化財保護法や文化財保護条例等は、学術的な価値の高い動植物やその生息・生育場所を天然記念物として指定しており、希少な野生動植物を保全する役割を果たしています。

現在、文化財保護法に基づいて、国の特別天然記念物としてアマミノクロウサギが、天然記念物としてアマミトゲネズミ、ケナガネズミ、アカヒゲ、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、カラスバト、ルリカケス及びオカヤドカリなどの動物種と神屋・湯湾岳の自然林が指定されています。また、平成15年(2003)に、イシカワガエル、イボイモリ及びオビトカゲモドキも県の天然記念物に指定されたところです。これらについては、地方公共団体などが管理にあっており、現状の変更や保存に影響を及ぼす行為が制限されています。

今後とも、文化財保護法の適切な運用に努めます。

2. 影響要因への対策

奄美群島の一部では、移入種等の生息・生育が確認されており、希少な野生動植物を含む在来の生態系に対して重大な影響を及ぼしています。

奄美大島のマングースをはじめとして、イヌ、ネコ、イタチなどの移入種等の捕食によって、在来の希少動物種が減少することが懸念されています。また、クマネズミなどとの競合によって、在来種(アマミトゲネズミ、ケナガネズミ)が減少することが懸念されており、昆虫類などについては移入種との交雑により遺伝的攪乱が生じる危険性が指摘されています。さらに、奄美群島に生息する約1,300~1,500種の維管束植物のうち、70~130種程度(各島によって異なる)が移入植物であり、在来の植物相に対する影響が懸念されています。

奄美群島は、固有で希少な動植物が生息・生育しているばかりでなく、島しょとして移入種の影響を受けやすい地域であり、今後は、国等と連携しながら、侵入の予防、定着後の防除及びモニタリングなど総合的な移入種対策を検討します。

希少な野生動植物の生息・生育場所へと侵入することを予防するため、イヌ、ネコ、ヤギなどについては飼養管理の徹底を図るとともに、移入種の不用意な放獣や放流などへの対策を検討します。また、沖永良部島のイノシシなど既に定着が確認されている種については、現状の把握に努め、防除の対象となる種の拡大を検討するとともに、根絶あるいは封じ込めなど適切な形で管理を推進します。

特に、奄美大島に定着しているマングースについては、希少な野生動植物への影響が甚大であることが明白であるため、既に、国がマングース駆除対策事業を実施しています。今後は、より効果的な捕獲方法の検討も含め、撲滅に向けた駆除を継続します。

3. 管理の促進

保護地域内において各種事業を実施するなど、希少な野生動植物や森林を保全するために、これらの運営管理、維持管理が適切に行われるように努めます。

奄美群島の森林は、その重視すべき機能に応じて「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分されています。特に「森林と人との共生林」については、自然の推移にゆだねる施業または育成単層林施業・育成複層林施業を行うなど、保全を旨とした管理を促進します。また、奄美大島や徳之島の国有林については、現在設定されている保護林の区分に応じて適切な管理を図る必要があります。

4. 保全のための基盤の整備

(1) 科学的な調査・研究

科学的な見地から調査を行い、インベントリー（種の目録）を作成するとともに、特定の種について分布、個体数、密度など基礎的な情報の継続的な把握を進めます。

(2) 参加の確保

希少な野生動植物の保全にあたっては、必要に応じて地域の合意形成や参加が期待されます。特に、マンガースの駆除等の移入種問題への取組にあたっては、幅広い主体の参加を得るよう努めます。

(3) 奄美野生生物保護センターの拠点的功能

さらに、平成 12 年(2000)に国の奄美野生生物保護センターが開設されており、今後とも奄美固有の生態系に係る調査研究及び普及啓発の拠点としてその機能の充実強化を促進します。

第8章 自然に対する配慮の徹底

第1節 基本的考え方

世界に誇れる奄美群島の自然など奄美の「宝」を将来に継承していくためには、まず、それぞれの地域に生活している住民の意識の有り様が重要です。すなわち、奄美群島の貴重な自然を背景にした、人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、住民自らが主体性をもった「主人公」となる必要があります。その基本として、日常生活や通常の事業活動等において、省資源化、ごみの減量化、生活排水の排出などに留意をし、自然に対する配慮に率先して取り組むことが大切です。

また、奄美群島で実施される社会経済活動全般について、これらの施策・事業の実施や社会経済活動等の実施にあたって奄美の「宝」の価値を損ねることがないように、「宝」に対する影響を及ぼしうる態様等に応じて適切な配慮を行うべきです。

第2節 施策の展開

1. 住民等による配慮

(1) 住民等による配慮のあり方

本県においては「地球にやさしい県民運動」が展開されています。「鹿児島県地球にやさしい県民運動推進会議」を推進母体にして、環境に配慮した生活様式づくり、環境と調和した地域づくり、循環を基調とした社会システムづくりの3点について取組が行われています。

特に、奄美群島の各地域は島しょとして独立していることから、可能な限り各島内において循環が成立していることが望まれます。地域の住民は、主体性をもって、省資源化、ごみの減量化、水環境の保全、自然環境等の保全、地域における環境保全活動への参加、廃棄物の適正処理などについては積極的に取り組むことが期待されます。

(2) 住民等による配慮を支える施策

これら住民等による配慮を支えるため、廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努めるとともに、廃棄物の適正処理を確保するための施設整備、不法投棄防止対策を推進します。

家電リサイクルについては、指定引取場所の設置など収集運搬体制の整備促進

を図り、自動車リサイクルについてはその適正な実施に努めます。

また、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備や風力、太陽光など新エネルギーの導入を促進します。

2. 事業等の実施にあたっての配慮

(1) 環境影響評価

事業等の実施にあたっては、「宝」に対してあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることから、今後も、環境影響評価法及び県環境影響評価条例等の適正な運用を図ります。

(2) 自然環境配慮型の公共事業の推進

「宝」に対する影響が予想されるものの、社会経済上の必要などから公共事業を実施する場合には、できるかぎり影響を低減するよう努めることが大切です。

「意向調査」においても、在住者の73%が、「公共事業は自然環境に配慮しながら行うべき」としています。こうした観点から自然環境配慮型の公共事業を推進します。

これまでも、道路、河川、港湾、農業農村整備などの公共事業の実施にあたっては、自然環境に対して配慮をしてきたところです。また、農業農村整備も自然環境保全に配慮しつつ推進しています。森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて森林の施業を行っています。また、林道についても景観や生態系の保全等に配慮した整備が進められています。一般国道58号などの道路整備にあたっては生態系に配慮した道（エコロード）として、生態系の分断を避けるためのトンネルや橋梁等の多用、動物専用の横断構造物の設置等の整備を行っています。

役勝川などの河川整備にあたっては「多自然型川づくり」を推進しており、多様な水辺の保全、魚道の設置、河岸の緩傾斜化、自然石護岸など、各種事業において自然環境に配慮した整備を行っているとともに、大和村の生活貯水池である大和ダムの建設においては「大和ダム自然環境検討会」を設置し自然環境に配慮したダムづくりを進めています。また溪流環境に配慮した砂防事業を実施しています。海岸の整備についても、護岸の緩傾斜化や親水性に配慮した整備を行っています。港湾の環境整備においても、地元で生育する樹種の植栽による緑地整備を行っています。

今後も各種事業の実施にあたっては、奄美群島の貴重な野生動植物の生息・生育環境に配慮した道づくりや多自然型川づくり、魚道の設置、法面への在来種による種子吹付など、奄美群島の自然の特性を踏まえて自然環境に配慮するための

技術や工法の導入をより一層推進します。

なお、住宅整備については、省エネ、省資源等による地球環境の保全等を目指し、奄美の風土などに合った公共及び民間による環境共生住宅の整備の促進を検討します。

(3) 環境保全型農業の推進

「宝」への影響が予想される生産活動を行うにあたっては、なるべくこれを低減する方法を進めることが望まれます。

農業生産にあたっては、「環境にやさしい農業」すなわち農業の有する自然循環機能を生かしながら、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業を推進します。希少な野生動植物など奄美群島の貴重な自然は一度損なわれれば回復が極めて難しいことから、農業生産にあたっては特段の配慮がなされるよう努めます。

環境保全型農業の推進については、生産性と環境保全が調和した「環境にやさしい産地づくり」を目指し、堆肥生産施設の整備や堆肥原料の確保による良質堆肥の生産・流通・利用の促進、心土肥培・心土破碎等の不良土壌改善対策を通じた健全な土づくり、土壌診断に基づく適正な施肥、病虫害発生予察等に基づく適正な防除、農業用廃プラスチック類の適正な処理など環境負荷の軽減に向けた取組をさらに推進します。

環境にやさしい畜産経営については、家畜排せつ物の管理・処理に必要な技術・巡回指導を強化するとともに、「鹿児島県における家畜排せつ物の利用を図るための計画」に基づき、地域の実態に即した家畜排せつ物処理施設の整備を促進します。

(4) 赤土等の流出防止対策

奄美地域の沿岸海域では、各種開発にともなう河川や海域への赤土等の流出が見られ、環境への影響が懸念されていることから、土砂流出防止対策要綱（市町村）、大島支庁赤土等流出防止対策方針（県）、徳之島開拓建設業土砂流出防止対策実施基準（国）などに基づき、赤土等流出防止対策が実施されてきました。各種事業の実施にあたっては、沈砂池の設置などの対策とともに、調査研究や普及啓発を推進します。

第9章 世界自然遺産登録に向けた取組

第1節 基本的考え方

世界遺産条約は「顕著な普遍的価値」を有する自然遺産や文化遺産を保護・保存するための国際的な取り決めです。また一方で、世界遺産への登録は観光や地域のアイデンティティーへの貢献など地域活性化の方策としても注目されています。

奄美群島には、亜熱帯性常緑広葉樹の森林、固有で希少な野生動植物、多様性に富んだサンゴ礁などの自然が残されています。こうした奄美の「宝」は、世界的にも高く評価されるものであって、平成15年（2003）の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」においても、奄美群島を含む琉球諸島が、世界遺産条約に定める登録基準等を満たす可能性の高い地域の一つとして選定されています。

また、世界自然遺産への登録は、奄美の「宝」の保全と活用のあり方について枠組みを定めるものであることから、保全と活用の主体である地域において合意形成がなされることが大切です。「意向調査」においても、在住者と出身者の多くが、地域の合意形成のもとに世界自然遺産への登録を進めることを支持しています。

これらを踏まえて、奄美群島地域の世界自然遺産への登録に向けた取組を積極的に推進します。

第2節 施策の展開

1. 保護措置の担保

(1) 保護担保措置の必要性

世界自然遺産は、国が推薦した物件の中から世界遺産委員会が審査することによって登録されますが、このためには地形・地質、生態系、自然景観、生物多様性など自然の資質について一定の基準を満たしていることが必要です。また、こうした一定の基準の他に、これらの資質が損なわれないよう法律に基づいた保護措置がとられていることなども要求されます。すなわち、どれほど価値のある自然であっても、その価値を将来にわたって継承していくための措置が不十分であれば世界自然遺産になることはできません。

奄美群島は、自然の資質についての基準は十分に満たしているものと思われます。上記の検討会においても、奄美群島を含む琉球諸島について、島弧海溝系の地形、亜熱帯性広葉樹林からサンゴ礁まで相互に関連する生態系、多様な景観美

などの要素が基準を満たしうることが認められました。とりわけ固有種を含む希少野生動植物については、世界自然遺産としての資質の中心であることが指摘されたところです。

しかし他方で、法律に基づいた保護措置については、特に、希少な野生動植物の生息・生育場所について保護地域の設定が充分でないことが指摘されているところです。

こうしたことから、奄美群島が世界自然遺産への登録を目指すには、生物多様性などの観点から重要な地域とりわけ希少な野生動植物の生息・生育場所について、保護担保措置を十分に講じておくことが求められます。

(2) 保護担保措置の検討

登録に際しては、第一に、重要な地域に一定以上の領域と効果を有する保護地域を制度上設定すること、第二に、こうした地域について管理計画を策定することが保護担保措置として求められます。

保護地域の設定については、保全すべき地域を明確にした上で、既存の保護地域の見直しや拡充を進めるとともに国立公園等の国が責任を有する保護地域の設定を推進します。

また、管理計画については、遺産となる地域について一体的な管理を実現するために、国、県及び地元の市町村が相互に協力・連携しながら策定を進めます。管理計画の内容については、管理の方針、保護地域の設定、連絡会議等の管理体制、自然再生等の管理事業等について具体的な検討を進めます。

2. 登録に向けた基盤の形成

(1) 様々な主体の連携

世界自然遺産への登録に向けた取組は、国や県だけでなく市町村、NPO、地域住民など地域の多様な主体が協力して進めることが重要です。また、上記の検討会では沖縄諸島を含めた地域として選定されていることから、沖縄県との連携も必要となります。

こうした幅広い主体の協力・連携を確保するために、世界自然遺産登録のための連絡会議などを設置し実務的な検討を進めます。また、地域のNPOや地域住民の参加によるワークショップや奄美の自然に関する公開連続講座などを開催して、地域における合意形成を促進します。

(2) 調査・研究の推進

世界自然遺産への登録を進めるためには、当該地域の自然についての科学的な

知見が不可欠です。このため、奄美群島の自然についての調査・研究を促進するとともに、専門家等から構成される学術研究会などを設置します。

(3) 交流の促進, 情報の発信

登録に向けた取組や登録後の施策展開などについて、国内の他地域との意見交換や国際的な交流を行うため、内外から広く参加者を募ってシンポジウムなどを開催します。また、登録後の自然環境の保全や活用について地域の主体的な取組が求められることから、こうした交流の場等において地域の意思の積極的な発信を促進します。

(4) 主体としての住民に期待されるもの

世界自然遺産への登録を目指した取組を行うにともなって、群島外との交流が活発となり、群島外から注目される機会も増えることが予想されます。こうした群島の外からの視点に立てば、保護地域以外の場所についても世界自然遺産にふさわしい景観や風景が保たれていることが重要です。また、群島外から注視を受けることによって、住民の意識が醸成され、群島内で登録に向けた機運が高まることが考えられます

こうした認識を踏まえて、住民の主体的な取組による、世界自然遺産にふさわしい景観や風景づくりなどが期待されます。